

地方環境局後援等の承認取扱要領

令和 8 年 7 月 1 日
北海道環境局長
東北環境局長
福島環境局長
関東環境局長
中部環境局長
近畿環境局長
中国四国環境局長
九州環境局長

講演会、講習会、展示会、普及・啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）、映画、図書等に対し、北海道環境局、東北環境局、福島環境局、関東環境局、中部環境局、近畿環境局、中国四国環境局、九州環境局（以下「地方環境局」という。これらに置かれる事務所等を含む。）の後援、協賛、賛助、監修、推薦等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

1 後援等の種別

（１）後援、協賛、賛助等

原則として、後援の名義は、２の承認の基準に照らして、地方環境局として行事の趣旨に賛同し、積極的に後援する価値のあるものに使用するものとし、これに準ずるものには協賛、賛助等の名義を使用するものとする。

（２）監修、推薦等

原則として、監修、推薦等の名義は、２の承認の基準に照らして、地方環境局として映画、図書等の趣旨に賛同し、積極的に監修、推薦等する価値のあるものに使用するものとする。

2 承認の基準

（１）主催者（映画、図書等にあつては制作者等。以下同じ。）の制限

主催者が、次の号のいずれか一つに該当するものであること。

ア 国の行政機関（特殊法人、認可法人等政府関係機関を含む。）、国立大学法人又は独立行政法人

イ 地方公共団体（公立大学法人、地方独立行政法人を含む。）

ウ 国際機関等

エ 公益社団法人又は公益財団法人（宗教法人を除く。）

オ 報道機関等

カ 行事の開催を目的として設けられた実行委員会等（その事務局がアからオの団体等に置かれており、かつ、当該団体等の長が構成メンバーになっているものに限る。）

キ その他上記各号に準ずると認められるもの

(2) 行事、映画、図書等の内容の制限

その内容が、次の各号に適合するものであること。

- ア 地方環境局の所管行政の推進、普及又は啓発に積極的に寄与すること。
- イ 主催者又は特定の参加者が行事、映画、図書等（以下「行事等」という。）の実施等から直接利潤を得るなど、営利を主たる目的としないこと。
- ウ 行事等の収支計画が確実であって、その透明性が確保されていること。
- エ 行事等の参加者が座談会等限定的ではなく、地方環境局の管轄区域に係る国民一般を対象とするものであること。なお、対象者が制限されている場合においては、その対象者を通じて広く啓発効果が見込まれる場合に限り認めることとする。
- オ 名義使用承認による環境保全の意識等の啓発効果が見込まれること、地域性および公共性が高いこと、ならびに申請内容が施策方針に合致すること等、地方環境局長が特に後援等を行う価値があると認めるもの。

(3) その他

(1) から (2) の基準によるほか、後援等の名義の使用を承認したことによって、いやくも環境省の信用を失墜することがないように配慮すること。特に、次に掲げる事項には、十分注意すること。なお、主催者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの、又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有している場合は、名義の使用を承認しない。承認後にこれが判明した場合は、直ちに承認を取り消すものとする。

- ア 主催者、役員等の関係者が信用し得るものであること。
- イ 行事の開催について、事故防止、地球温暖化対策、廃棄物対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。
- ウ 特定の企業、商品又はサービスの宣伝等に利用されないこと。
- エ 過去 5 年以内に後援等の名義の不正使用及び虚偽の申請が認められた団体からの申請ではないこと。
- オ 行事等の登壇者や発言者等が 2 人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。

3 事務処理手続

(1) 申請

ア 行事の承認申請

当該行事における後援等の名義の使用を開始する少なくとも 1 か月前までに、管轄する地方環境局長あての申請書（別紙書式 1）を、主催者から提出させるものとする。また、申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

- (ア) 開催方法の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、地球温暖化対策、廃棄物対策、公衆衛生対策、後援団体、入場料、参加予定人数等）
- (イ) 収支予算書
- (ウ) 主催者が 2 (1) ウからキに該当する場合には、主催者の定款、寄付行為、

会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

更に主催者が２（１）キに該当する場合は、以下①から③のいずれかの書類を提出するものとする。

① 一般国民が参加可能な行事を実施した実績を示す書類など、承認申請に係る行事等を実施等する能力があると認められることが分かる書類

② 他省庁又は都道府県（政令指定都市を含む。）の後援等を得ている行事を実施した実績を示す書類

③ ２（１）アからキに該当する他の主催者とともに承認申請に係る行事を実施する能力があると認められることを示す書類

（エ）環境配慮計画を示す書類（環境省が公表している「イベントにおける環境配慮ガイドライン」を参考に作成）

（オ）登壇者や発言者等に占める男性・女性の人数等を明らかにする書類

（カ）その他必要と思われる書類

イ 行事の承認申請とあわせて地方環境局長賞下付の承認申請をする場合の手続

行事の承認申請とあわせて地方環境局長表彰規程に基づく地方環境局長賞下付の承認申請をする場合は、地方環境局長あての申請書（別紙書式２）を主催者から提出させるものとする。また、申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

（ア）表彰規定、選考基準、賞状の文言

（イ）管轄する地方環境局長賞以外の賞

（ウ）その他必要と思われる書類

ウ 映画、図書等の承認申請

管轄する地方環境局長あての申請書（映画等にあつては別紙書式３、図書等にあつては別紙書式４）を、制作者等から提出させるものとする。また、申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

（ア）映画、図書等の内容がわかるもの及びその最終版の見本

（イ）収支予算書

（ウ）制作者等が２（１）ウからキに該当する場合には、制作者等の定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

更に制作者等が２（１）キに該当する場合は、以下の書類を提出するものとする。

① 一般国民が鑑賞、閲覧等可能な映画、図書等を制作等した実績を示す書類など、承認申請に係る行事等を実施等する能力があると認められることが分かる書類

② 他省庁又は都道府県（政令指定都市を含む。）の後援等を得ている映画、図書等を制作等した実績を示す書類

③ ２（１）アからキに該当する他の制作者等とともに承認申請に係る映画、図書等を制作等する能力があると認められることを示す書類

（エ）その他必要と思われる書類

(2) 承認までの手続

承認までの手続は、次の各号によるものとする。

- ア 申請書は当該行事に関連する業務を所管する課（以下「原課」という）において受理、審査、起案し、後援名義の事務を総括する課（以下「主管課」という）及び関係課等に合議し局長の決裁を受けるものとする。
- イ 行事の承認にあわせて地方環境局長賞を下付しようとするときは、総務課に諮った後、原課において起案し、主管課及び関係課等に合議し、局長の決裁を受けるものとする。
- ウ 原課は、承認の決裁を得られたときは、地方環境局長発出の回答文書（別紙書式5）により申請者に通知するものとする。
なお、後援等の名義の使用の承認及び地方環境局長賞下付の決裁があわせて得られたときは、地方環境局長発出の回答文書（別紙書式6）により申請者に通知するものとする。

(3) 条件の設定

承認に当たっては、一定の条件を設定した上で、これを行うことができるものとする。ただし、条件を設定するときは、主催者の同意を得なければならない。

(4) 監督指導

承認後においても、原課は、次の各号により、主催者を監督指導するものとする。

- ア 主催者がこの要領の主旨に違反しないよう常に注意すること。
- イ 主催者がこの要領の主旨に反する行為を行っていることが判明した場合には、主催者に対しその是正勧告すること（違反する行為が行われている疑いがある場合は、現地調査等を行うこと。）。
- ウ 主催者がイの勧告に従わない場合は、（緊急を要する場合には、直ちに）承認を取り消し、主催者に通知するとともに必要な措置をとること。
- エ 主催者が開催方法等を変更したときは、これを遅滞なく報告させるものとする。
なお、変更部分が2に関するものである場合は、継続して承認するか否かの決裁を3（2）の手続に準じて行い、主催者へ回答すること。上記に該当しない場合は、主管課及び関係課に供覧すること。

(5) 結果の報告

原課は、名義の使用後、速やかに主催者から申請書に記載された内容に基づく結果を書面により報告させ、主管課及び関係課に供覧するものとする。

(附則)

- 1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 施行日前に承認された後援等の名義に関する監督指導及び結果の報告並びに施行日前にされた後援等の名義の承認申請に係る承認に関する手続については、なお従前の例による。